

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 3

### ◇ 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 6
- 指定公金事務取扱者の住所変更の届出【環境局循環社会推進部業務課】 7

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市立折尾保育所の所在地を次のとおり変更することにしました。

改正前	改正後
北九州市八幡西区北鷹見町1番24号	北九州市八幡西区堀川町8番7号

この規則は、令和6年8月13日から施行することにしました。

北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月13日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第31号

北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事業所事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1の八幡西区役所の項中「北九州市八幡西区北鷹見町12番24号」を「北九州市八幡西区堀川町8番7号」に改める。

付 則

この規則は、令和6年8月13日から施行する。

北九州市告示第341号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので法第51条1号及び児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月13日

北九州市長 武内和久

1 指定障害福祉サービス事業者（短期入所・空床型）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4017 8022 42	医療法人社団響 会 前田病院	北九州市小倉北 区片野新町一丁 目11番7号	医療法人社 団響会	令和6年7 月1日

2 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4016 5005 81	就労継続支援B 型事業所 T i p o	北九州市若松区 東畑町4番10 号	合同会社 T i p o	令和6年7 月1日
4017 8022 59	@ R e . S T A R K O K U R A	北九州市小倉北 区浅野一丁目2 番39号クルー ズ浅野ビル40 5	一般社団法 人 R e . S T A R	令和6年7 月1日

3 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4027 7004 10	グループホーム らび	北九州市小倉南 区下城野三丁目 7番10号	一般社団法 人 ぱるむ	令和6年7 月1日

4 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4057 8003 20	ブロッサムジュ ニア 小倉中井 教室	北九州市小倉北 区中井一丁目4 4番12号2階	株式会社ワ ークワズ	令和6年7 月1日
4057 8003 38	たけのこさん	北九州市小倉北 区堺町二丁目1 番13号	株式会社 C o c o	令和6年7 月1日

5 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4056600184	放課後等デイサービス かのん	北九州市八幡東区宮の町二丁目10番8号	株式会社センターウエストジャパン	令和6年7月1日
4057800320	ブロッサムジュニア 小倉中井教室	北九州市小倉北区中井一丁目44番12号2階	株式会社ワークワーズ	令和6年7月1日
4057800338	たけのこさん	北九州市小倉北区堺町二丁目1番13号	株式会社Coco	令和6年7月1日

6 指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4057801807	COMPASS 小倉北	北九州市小倉北区片野新町一丁目3番53号	株式会社三葉	令和6年7月1日

北九州市告示第 3 4 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 9 0 7 0 0 7 4 3	わらいろ	北九州市八幡西 区御開五丁目 2 番 1 8 号	株式会社笑色	令和 6 年 7 月 3 1 日

北九州市告示第 3 4 3 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 2 第 3 項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、定期的に処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の収納事務を委託している指定公金事務取扱者の住所変更の届出があったため、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

名称	変更前後の別	住所
株式会社グ ッデイ	前	福岡県福岡市博多区中洲中島町 2 番 3 号
	後	福岡県福岡市中央区天神一丁目 6 番 8 号天神ツ インビル 1 4 階